

## 「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」 (国会報告) について

このたび、東日本大震災復興基本法第10条の2の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況に関して報告を取りまとめ、本報告を国会に提出することについて閣議決定がなされましたので、お知らせいたします。

別添1：東日本大震災からの復興の状況に関する報告（概要）

別添2：東日本大震災からの復興の状況に関する報告

【本件に関するお問い合わせ先】  
復興庁 森、鮎澤、遠藤  
電話：03-5545-7232